令和2年国勢調査

# 富士宮市結果報告書

富士宮市

### はじめに

国勢調査は、調査年の10月1日を基準に、国内に住んでいる全ての人を対象に行われ、人口、世帯の状況、産業・職業構成など、各種行政施策の基礎資料を得ることを目的とした国の最も重要な統計調査です。

本調査は、大正9年以来ほぼ5年ごとに実施され、令和2年国勢調査は21回目、 100年目の節目に当たる調査でした。

本書は、総務省が集計したデータだけでは読み取れない富士宮市の独自性や地区別の 特色についても明らかにするため、総務省統計局に依頼して提供を受けた調査票情報を、 地区ごとや大字ごとなど、より小さな単位での集計を中心に、富士宮市のニーズに合わ せて独自に集計したものです。

地域の基礎となる情報を掲載しておりますので、市の計画策定への活用はもちろん、 市民の皆様が地域で活動される際にも御活用いただければ幸いです。

最後に、国勢調査の実施に御協力いただきました市民の皆様をはじめ、調査に従事された関係者の方々に、厚くお礼申しあげます。

令和 5 年 8 月

富士宮市長 須 藤 秀 忠

#### 

は	じ	めに					
I	利用のまえに						
	1	調査の	)趣旨	Î		1	
	2	調査の	) 時 其	期		1	
	3	調査の法	长的根拟	処		1	
	4	調査の	)対象	象		1	
	5	調査の	方法	去		2	
	6	利用上	の注意	意		2	
$\Pi$	調査結果の概要						
	1	人口•	世書	昔		3	
	2	年齢別	1 人口	コ		4	
	3	一般	世書	昔		6	
	4	住	年	É		7	
	5	就 業	人口	コ		8	
Ш	統	計 表			11~	76	
IV	Ⅵ 用語の解説				77~	84	

## I 利用のまえに

#### 1調査の趣旨

国勢調査は、大正9年以来ほぼ5年ごとに行われており、令和2年国勢調査はその21回目の調査である。

調査の目的は、全国・都道府県・市区町村の人口や年齢別・配偶の関係・産業及び職業の構成などを明らかにすることによって、議員定数、地方交付税の算定基準・社会福祉施策・雇用対策など、国や地方の施策を立案、執行する上で欠くことのできない基礎資料を得ることにある。

#### 2 調査の時期

令和2年10月1日午前零時現在(以下「調査時」という。)

#### 3 調査の法的根拠

令和2年国勢調査は、統計法(平成19年法律第53号)第5条第2項の規定並び に次の政令及び総理府令に基づいて行われた。

- · 国勢調查令(昭和55年政令第98号)
- · 国勢調査施行規則(昭和55年総理府令第21号)
- ・国勢調査の調査区の設定の基準等に関する省令(昭和59年総理府令第24号)

#### 4 調査の対象

令和2年国勢調査で調査した人口は、「常住人口」である。常住人口とは、調査時に 調査の地域内に常住している人をいう。「常住している者」とは、当該住居に3か月以上 にわたって住んでいる、若しくは3か月以上にわたって住むことになっている人をいい、 3カ月以上にわたって住んでいる住居又は住むことになっている住居のない人は、調査 時にいた場所に「常住している者」とみなす。

なお、次にあてはまる者は、下記文中の場所で調査した。

- (1) 宿舎・下宿などから通学している学生・生徒は、自宅ではなくその宿泊している施設で調査した。
- (2) 病院・療養所などの入院、入所者のうち、すでに3か月以上入院又は入所している人は、その入院又は入所先で調査した。入院又は入所から3カ月が経過していない人は、自宅で調査した。

- (3) 旅行や出稼ぎなどで一時不在の人のうち、不在期間が3か月未満の人は自宅で調査した。
- (4) 日本国内に常住する外国人は、調査の対象とした。

#### 5調査の方法

調査は、総務省統計局を主管部局とする総務省統計局-都道府県-市町村-国勢調査 指導員-国勢調査員-世帯の流れで行われた。

#### 6 利用上の注意

- (1) 本報告書の記載事項は、総務省統計局から提供を受けた「国勢調査」の調査票情報を富士宮市が独自に集計したものである。
- (2) 単位未満及び百分率等は四捨五入して記載しているため、内訳とその合計が一致しない場合がある。
- (3) 調査表上、総数と内訳が一致しない場合がある。これは、「不詳」(調査票に未記入 や誤記入がある場合または、内容の分類が不可能である場合等)データの処理による もので、詳細は各帳票に注記で示してある。
- (4) 統計表中に「一」を表示している箇所は、該当数字がないもの、「0.0」は単位未満の数値を示す。
- (5) 統計表中に「…」を表示している箇所は、当該表中に数値を計上することができないものを示す。
- (6) 「Ⅲ 調査結果の概要」における各表においては、特に注がない場合、平成 17 年以前の数値は合併前の富士宮市の数値を記載している。

(問い合わせ先) 〒418-8601 静岡県富士宮市弓沢町150番地 富士宮市企画部デジタル推進課調査統計係 Th 代表 0544-22-1111直通 0544-22-1117